

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：南房総市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成18年3月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	南房総市	職員数 (H23. 4. 1現在)	24人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	183.37 (H21年度)	財政力指数	0.39 (H22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— (H21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	85.3 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	10.4 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	61.6 (H21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

[合併期日：平成18年3月20日 合併前市町村：富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町]

富山町水道事業、白浜町水道事業、朝夷水道企業団の統合

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	南房総市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	南房総市長
既存計画との関係	南房総市水道事業基本計画、南房総市水道事業基本計画地域水道ビジョン（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	ホームページにて公表、3月議会において補正予算説明時に計画及び制度の説明を行う。
基本方針	持続可能な事業運営のためには、給水収益の安定的な確保が不可欠であり、未収金の徴収を重点的に行い収率の向上に努める。また、浄水施設の老朽化が進んでいるものの、計画的に更新・整備を行い、起債についても100%充当とはしないよう、常に効率的な事業経営をめざして経費節減に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	27,702.2	88,869.8	170,340.5	286,912.6
	補償金免除額	3,734.6	22,603.5	37,688.8	64,026.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業	27,702	88,870	170,341	286,913
合 計 (A)		27,702	88,870	170,341	286,913
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		27,702	88,870	170,341	286,913

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業			11,822	11,822
				9,708	
合 計 (A)				11,822	11,822
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				11,822	11,822

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>南房総市水道事業は、平成18年3月20日の安房7町村合併により、旧富浦町・旧三芳村を給水区域とする三芳水道企業団水道事業を除く、富山町水道事業、白浜町水道事業、旧和田町・旧丸山町・旧千倉町を給水区域とする朝夷水道企業団水道事業の3事業体を廃止・統合し、新たに創設された。</p> <p>南房総市の上水道は、昭和30年代後半から40年代より各々の町村で給水を開始し、地域の発展に伴い数度にわたる拡張事業を行い、水道水の安定供給に努めてきた。</p> <p>しかし、房総半島の地域特性による気象条件から、たび重なる渇水に見舞われ原水が不足し、給水制限という最悪の状況が続いたが、平成8年度に南房総広域水道企業団より用水を供給されたことにより、慢性的な水不足の解消が図られ、現在に至っている。</p> <p>少子高齢化の進行による給水人口の減により料金収入は伸び悩み、費用についても受水に依存しているために、営業収支比率は74.27%と低い状況となっている。</p> <p>供給単価は類似団体と比較すると38.13円高く、給水原価についても類似団体と比較すると115.23円高い状況となっている。</p> <p>また、浄水場・配水施設の老朽化、石綿管の更新、効率的経営基盤の強化、技術者の養成、危機管理への対応等さまざまな課題に取り組まなければならない状況となっている。</p>										
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 1025 608 1196">課 題 ①</td> <td data-bbox="608 1025 1457 1196"> 定員管理の適正合理化 職員の高齢化に伴い、技術者の養成に取り組まなければならないが、早期に人件費を削減することが困難な状況となっている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1196 608 1366">課 題 ②</td> <td data-bbox="608 1196 1457 1366"> 施設の老朽化及び施設管理 浄水施設の老朽化が進んでいるため更新を行わなければならないが、また、施設管理を一元化し効率的な事業運営を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1366 608 1576">課 題 ③</td> <td data-bbox="608 1366 1457 1576"> 料金収入の確保 少子高齢化に伴う給水人口の減により料金収入の確保が困難な状況となっている。利用者への公平なサービスという観点からも、未収金徴収対策を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1576 608 1742">課 題 ④</td> <td data-bbox="608 1576 1457 1742"> 民間委託の推進 効率的な事業運営と給水サービス向上を実現するため、事業別に委託化の可能性と必要性などの検討を行い、可能な限り民間委託の活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1742 608 1917">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="608 1742 1457 1917"> 資産の有効活用 旧朝夷水道企業団事務所が遊休資産となっており、今後企業誘致もしくは売却を検討していく。 </td> </tr> </table>	課 題 ①	定員管理の適正合理化 職員の高齢化に伴い、技術者の養成に取り組まなければならないが、早期に人件費を削減することが困難な状況となっている。	課 題 ②	施設の老朽化及び施設管理 浄水施設の老朽化が進んでいるため更新を行わなければならないが、また、施設管理を一元化し効率的な事業運営を図る。	課 題 ③	料金収入の確保 少子高齢化に伴う給水人口の減により料金収入の確保が困難な状況となっている。利用者への公平なサービスという観点からも、未収金徴収対策を行う。	課 題 ④	民間委託の推進 効率的な事業運営と給水サービス向上を実現するため、事業別に委託化の可能性と必要性などの検討を行い、可能な限り民間委託の活用を図る。	課 題 ⑤	資産の有効活用 旧朝夷水道企業団事務所が遊休資産となっており、今後企業誘致もしくは売却を検討していく。
課 題 ①	定員管理の適正合理化 職員の高齢化に伴い、技術者の養成に取り組まなければならないが、早期に人件費を削減することが困難な状況となっている。										
課 題 ②	施設の老朽化及び施設管理 浄水施設の老朽化が進んでいるため更新を行わなければならないが、また、施設管理を一元化し効率的な事業運営を図る。										
課 題 ③	料金収入の確保 少子高齢化に伴う給水人口の減により料金収入の確保が困難な状況となっている。利用者への公平なサービスという観点からも、未収金徴収対策を行う。										
課 題 ④	民間委託の推進 効率的な事業運営と給水サービス向上を実現するため、事業別に委託化の可能性と必要性などの検討を行い、可能な限り民間委託の活用を図る。										
課 題 ⑤	資産の有効活用 旧朝夷水道企業団事務所が遊休資産となっており、今後企業誘致もしくは売却を検討していく。										
留 意 事 項											

(単位:百万円,%)

区 分		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)				
資本的収入	1. 企業債	10		58	65	66	90	117	80	28	400	72	245	206	
	2. 他会計出資金	24	9			12	49	27	29		111	89			
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金			9	9	9	8	14	12	14	7	14	12	17	
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	6	10	33	43	47	47		42		44	24	94	90	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	5		7			3								
	9. その他	11	11	11	10	8	9	8	6	8	6	8	5	8	8
	計 (A)	56	30	118	139	182	181	185	135	144	152	463	202	334	321
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	56	30	118	139	182	181	185	135	144	152	463	202	334	321	
資本的支出	1. 建設改良費	68	60	233	248	573	509	472	382	497	318	736	516	524	508
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金	336	237	160	169	174	440	440	188	210	127	116	131	116	113
	3. 他会計長期借入金返還金														
	4. 他会計への支出金														
5. その他															
計 (D)	404	297	393	417	747	949	942	550	707	445	852	647	637	621	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	348	267	275	278	565	768	727	415	566	293	389	445	303	300	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	346	265	267	269	541	437	447	188	165	269	246	348	283	280
	2. 利益剰余金処分額							260		380	140				
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	2	2	8	9	24	331	20	227	24	24	33	97	20	20
計 (F)	348	267	275	278	565	768	727	415	566	293	389	445	303	300	
補填不足財源不足額 (E)-(F) (G)															
他会計借入金現在高 (H)															
企業債現在高 (H)	3,395	3,158	3,056	2,952	2,844	2,494	2,443	2,384	2,344	2,648	2,285	2,747	2,378	2,840	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)				
収益的	取 支 分	272	259	267	265	295	313	318	302	293	299	289	307	284	280
	うち基準内繰入金	78	86	46	51	46	64	48	61	47	80	48	53	48	48
	うち基準外繰入金	194	173	221	214	249	249	270	241	246	219	241	254	236	232
資本的	取 支 分	24	9	9	21	58	35	40	12	14	117	14	101	17	17
	うち基準内繰入金	24	9	9	9	9	8	14	12	14	7	14	12	17	17
	うち基準外繰入金				12	49	27	29		110	89		89		
合 計		296	268	276	286	353	348	358	314	304	416	300	408	304	297

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率※ (%)	72.7	71.2	70.5	67.6	67.4	64.6 65.9	65.1 65.2	63.5 64.3	61.8 63.6	63.3	
資本費 (円又は%)	185.84	185.29	179.12	183.37	180.40	186.29 179.07	178.86 170.74	183.77 175.44	186.23 178.25	181.06	
総収支比率(法適用) (%)	113.3	110.2	111.3	107.1	109.1	110.8 112.3	110.8 111.3	108.6 106.8	107.0 94.7	84.0	
経常収支比率(法適用) (%)	114.1	110.3	111.3	107.4	111.4	111.8 112.5	111.3 111.3	109.0 106.8	107.1 94.7	84.0	
営業収支比率(法適用) (%)	82.3	79.6	78.3	74.6	74.3	70.8 73.1	70.4 71.0	67.6 69.5	66.6 68.5	68.0	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	18.4	17.9	18.5	18.7	19.9	21.4 21.2	20.8 19.8	21.0 20.1	21.6 24.8	24.6
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	5.9	3.2	4.3	3.1	4.4 3.2	4.2 3.2	5.6 3.3	3.7 4.2	4.2
	うち基準外繰入金 (%)	13.1	12.0	15.3	15.1	16.8	17.0 18.0	16.6 16.6	15.4 16.8	17.9 20.6	20.4
	資本的収入分 (%)	43.0	30.2	7.3	15.3	31.7	19.4 21.6	8.7 7.7	77.3 2.3	49.9 5.1	5.3
	うち基準内繰入金 (%)	43.0	30.2	7.3	6.7	4.7	4.4 5.9	8.7 7.7	4.7 2.3	5.9 5.1	5.3
うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	8.6	27.0	15.0 15.7	0.0	72.6 0.0	44.0 0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金改定は見込んでおらず、給水人口の減少に伴い、料金収入は減少する傾向となっている。
2 他会計繰入金の見込み	高料金対策補助金として、繰出基準に基づき一般会計から繰入、繰出基準以外に「千葉県市町村総合対策事業補助金」の算定限度額を繰入れている。また、消火栓設置費を一般会計より基準内として繰入れている。 当市は、給水収益に比べ、事業費用（給水原価）が非常に高水準であり、今後も少子高齢化による給水人口の減等により、給水収益の増加は見込めない状況であり、繰出基準に従って繰入を行い、基準外の繰入についても算定限度額の範囲内で繰入を行っていく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	旧朝夷水道企業団事務所が遊休資産となっており、今後企業誘致もしくは売却等を検討していかなければならない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	H26年度からは千葉県市町村総合対策事業補助金分を未計上とした。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①、④	<p>合併当初の平成18年4月1日現在の職員数が27人に対し、平成23年4月1日現在では24人と3人削減した。平成26年4月1日現在で21人となり6人削減した。ただし、職員の高齢化が進み、技術者を養成することに期間を要するため、早期に人件費を縮減することは困難な状況となってきた。民間委託の推進、浄水場の一元化により効率的な管理に努める。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>国家公務員及び千葉県に準じた改正を行っており、給与は市一般会計職員の給与体系に準じている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>国家公務員及び千葉県に準じた改正を行っており、給与は市一般会計職員の給与体系に準じている。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給については、合併前に各町村廃止済み（平成18年3月20以前）</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>共済制度としては、千葉縣市町村共済組合による、短期給付・長期給付・福祉事業を行っている。職員の健康管理については、定期健康診断・生活習慣病健康診断などを実施。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<p>一般会計の方針に準じ、物件費、維持補修費、その他一般管理費については前年度予算に対し、△3%を上限としている。浄水場の施設管理を一元化し、中央で集中監視を行う遠方監視設備を構築し、効率的な管理に努める。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<p>平成21年10月より収納業務、滞納整理業務、給水停止業務、窓口業務等の一部委託を行なっている。平成23年8月から増員し、委託内容（人員・業務量）を増やし、今後の職員の削減への対応策とし、効率的な運営に努める。有収率の向上のため漏水調査を実施している。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③、⑤	料金回収率は類似団体に比較しても低く、合併時（平成18年3月20日）にサービスの公平性という観点から、三芳水道企業団と同じ料金体系とした。ただし、少子高齢化等により収入の確保は伸び悩んでおり、未収金の回収に重点を置き、通知書等の発送、戸別訪問等の実施、大口の滞納者は小切手振替、さらには給水停止を実施し、収納率の向上に努めている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		資金不足比率、決算についてホームページにて公表している。
○ 行政評価の導入		
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成18年4月1日から平成23年4月1日までで3人、平成26年4月1日までで6人の職員を削減しているものの、今後は職員の高齢化が進み、技術の継承が困難な状況となっている。今後は民間委託、浄水場の一元化により人件費の縮減を図る。平成27年度に1人減を見込んでいる。また、物件費、維持補修費、その他一般管理費については前年度より△3%を上限とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	少子高齢化に伴う給水人口の減により料金収入の確保が困難な状況となっているため、未収金徴収対策を行う。料金担当職員の訪問による回収のほか、集中滞納整理期間を設け、H19年度からH22年度までに36百万円の徴収を行った。今後は、民間委託による集金を行い、年間3百万円の徴収を計画している。また、浄水施設の施設管理を一元化し、中央で集中監視を行う遠方監視設備を構築し、効率的な事業運営を図る。さらには、漏水調査を行い、有収率の向上に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	当市は、給水収益に比べ、事業費用（給水原価）が非常に高水準であり、今後も少子高齢化による給水人口の減等により、給水収益の増加は見込めない状況であり、繰出基準に従って繰入を行い、基準外の繰入についても千葉県市町村総合対策事業補助金の算定限度額の範囲内で繰入を行っていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	計画合計			
	累積欠損金比率															
	企業債現在高	3,395	3,158	3,056	2,952	2,844		2,494	2,443	2,364	2,344	2,648	2,285	2,747	2,378	2,840

【収入の確保】																
	料金改定率															
	改善効果額 (料金の適正化)															
3	未収金の徴収対策		9	2	1	3		3	45	3	27	3	15	3	10	3
	改善効果額		9	2	1	3	15	3	45	3	27	3	15	3	10	3
	一般会計負担金の額															
	改善効果額 (負担金の確保等)															
	資産の有効活用															
	改善効果額 (収入増額)															
	その他 ()															
	改善効果額															
【経費の削減】																
	職員給与費の適正化															
	職員給与費 (退職手当以外)	208	203	190	192	188		201	187	186	194	173	207	178	208	201
	改善効果額		3	11	19	19	52	27	35	27	43	27	51	27	59	35
1	給与水準															
	改善効果額															
	その他 (職員削減)															
	改善効果額															
	維持管理費等															
	改善効果額 (適正化)															
	工事コスト															
	改善効果額 (縮減額)															
	その他 ()															
	改善効果額															
	計画前5年間改善効果額 合計						67									
	改善効果額 合計 A															
	<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)															

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

改善効果額 合計 A 315 158
<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金) 64

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)				
給水人口 (千人)	33	32	32	32	31	31	30	30	30	29				
年間総有収水量 (千m ³)	3,914	3,866	3,781	3,716	3,737	3,581	3,646	3,562	3,782	3,489	3,766	3,451	3,749	3,732
公称施設能力 (m ³ /日)	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960	28,960
1日最大配水量 (m ³ /日)	19,192	19,903	18,976	18,136	18,638	18,007	19,072	18,928	18,928	18,768	18,700	18,768	18,700	
最大稼働率 (%)	66.3	68.7	65.5	62.6	64.4	62.2	65.9	65.4	64.8	64.8	64.6	64.8	64.6	
供給単価 (円/m ³)	241.00	241.33	241.12	239.81	239.88	236.86	241.03	237.95	229.52	236.59	229.52	237.82	229.52	229.52
給水原価 (円/m ³)	331.60	339.18	342.21	354.81	355.76	366.53	365.60	365.54	351.84	372.86	357.12	384.97	360.95	362.62